

栃木県地域福祉支援計画推進委員会設置要領

(趣旨)

第1条 栃木県地域福祉支援計画の推進を目的として、栃木県地域福祉支援計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、栃木県地域福祉支援計画の策定及び推進に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による者

3 委員の公募に関し必要な事項は、別に定める。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、保健福祉部地域福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成22(2010)年5月7日から適用する。

この要領は、平成26(2014)年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和4(2022)年7月22日から適用する。

2 第3条第4項の規定にかかわらず、令和4(2022)年10月22日に委嘱する委員の任期は、令和7(2025)年3月31日までとする。

附 則

1 この要領は、令和7(2025)年4月11日から適用する。

2 第3条第4項の規定にかかわらず、令和7(2025)年度に委嘱する委員の任期は、委嘱の日から、令和10(2028)年3月31日までとする。

附 則

この要領は、令和8(2026)年4月1日から適用する。